

講習実施計画表

株式会社 筑後自動車学校

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習計画は次の通りとする。

- ・ 2025年度の講習は毎月2回実施する。
月毎に第2水曜日及び第4水曜日から2日間の講習を実施する。
但し、2月及び3月(※日付)は申込予約状況で実施する。

2025年度 講習計画表

	第1日目	第2日目	第1日目	第2日目
4月	9日	10日	23日	24日
5月	14日	15日	28日	29日
6月	11日	12日	25日	26日
7月	9日	10日	23日	24日
8月	6日	7日	27日	28日
9月	10日	11日	24日	25日
10月	8日	9日	22日	23日
11月	12日	13日	26日	27日
12月	10日	11日	24日	25日
1月	7日	8日	21日	22日
2月	※11日	※12日	※25日	※26日
3月	※11日	※12日	※25日	※26日